		［略］	［略］
		［略］	［略］
［略］	欧州	［略］	フランス（在ストラスブール、在マルセイユ、在ホノルル、在マイアミ及び在モントリオールの各日本国総領事並びに在フィジー及び在マダガスカルの各日本国大使の管轄区域を除く。）
		［略］	［略］
［略］			

		［略］	［略］
		［略］	［略］
［略］	欧州	［略］	フランス（在ストラスブール、在マルセイユ、在ホノルル、在マイアミ及び在モントリオールの各日本国総領事並びに在フィジー及び在マダガスカルの各日本国大使の管轄区域を除く。）
		［略］	［略］
［略］			

		［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
［同上］	欧州	［同上］	フランス（在ストラスブール、在マルセイユ、在ホノルル、在マイアミ、在モントリオール及び在シドニーの各日本国総領事並びに在フィジー及び在マダガスカルの各日本国大使の管轄区域を除く。）
		［同上］	［同上］
［同上］			

		［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
［同上］	欧州	［同上］	フランス（在ストラスブール、在マルセイユ、在ホノルル、在マイアミ及び在モントリオールの各日本国総領事並びに在フィジー及び在マダガスカルの各日本国大使の管轄区域を除く。）
		［同上］	［同上］
［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）又はこれらに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請等は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在シドニー日本国総領事（フランス領ニューカレドニアを管轄する場合に限る。）	在フランス日本国大使

3　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域から下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域と下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

オーストラリア（ニューサウス・ウエールズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレーターヒューム、オーボリ、ジュニー、ワッガワッガ、タンバランバ、トューマト、アッパーラクラン、ゴーバンモウワーリー、ショールヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウィリバー、クーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン、クータマンダラ、クィンビアンシティ、ガンダガイ、ブルワ及びハーディンの各郡の区域を除く。）、北部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。）	フランス（フランス領ニューカレドニアの区域に限る。）